

中小企業・個人事業者のための事業復活支援金について

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。対象者は下記の①と②をいずれも満たす中堅・中小法人、個人事業主等になります。

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けていること。
- ②①の影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準期間の同月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少していること。

今回の支援金では、不正受給を防ぐ等の理由から、申請前に登録確認機関による営業の実態など「事前確認」が必要となります。当所では、下記項目を満たしている「**会員のみ**」事前確認の対応となりますので、ご了承ください。

1. 天童商工会議所の会員である。
2. 年会費を完納している。

事前確認には依頼書が必要となりますので、2枚目以降のチェックシートをご記入の上、ご提出願います。

当所会員の事前確認に関するお問い合わせ先
中小企業相談所（TEL 023-654-3511）

申請内容や**会員以外**の事前確認方法については、下記事務局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

事業復活支援金事務局相談窓口 TEL 0120-789-140 IP 電話等 03-6834-7593

事業復活支援金事務局 ホームページ

URL : <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

記入日 年 月 日

(申請希望者情報) (当てはまるものに☑)

事業形態	<input type="checkbox"/> 中小法人等 (法人番号)												
	<input type="checkbox"/> 個人事業主 (事業所得)	<input type="checkbox"/> 個人事業主 (主たる収入が雑収入・給与所得)											
事業所名	代表者署名 (自署)												
電話番号	(事業所)	代表者生年月日 (西暦)											
	(携 帯)												
申請 ID	ID 取得時の登録電話番号												

※収集した個人情報、事業復活支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。

事業復活支援金における事前確認依頼書 (兼) チェックシート

標記の件について、事業復活支援金申請のための確認事務を依頼します。また、事業復活支援金の審査は事業復活支援金事務局の判断によること、天童商工会議所による確認事務は事業復活支援金を確約するものでないことに同意します。

一時支援金又は月次支援金を受給した方	→ 以下の項目は記入不要
--------------------	--------------

一時支援金又は月次支援金を受給していない方	→ 以下の項目を記入してください
-----------------------	------------------

※下記の全ての欄に☑がある場合のみ事業復活支援金(以下、復活支援金)申請を行うことができます。

<input type="checkbox"/>	当事業所は天童商工会議所の会員です。 <u>(今後も含め会員期間が1年以上継続の意思がある)</u>
<input type="checkbox"/>	<u>新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ (申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ)、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。</u>
<input type="checkbox"/>	対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、 <u>復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。</u> <補足> ・復活支援金の趣旨・目的に基づき、 <u>売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要</u> である。 ・ <u>新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合、事業活動に季節性があるケース (例：夏場の海水浴場) における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合、売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たさない。</u>
<input type="checkbox"/>	<u>事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識している。</u>

裏面へ続く

<input type="checkbox"/>	「 <u>公共法人</u> 」、「 <u>風営法上の性風俗関連として届出義務のある者</u> 」、「 <u>政治団体</u> 」、「 <u>宗教法人</u> 」、「 <u>暴力団を排除していない事業者</u> 」は給付対象外であることを認識している。
<input type="checkbox"/>	今後、 <u>事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合</u> （廃業又は破産等を予定している場合等）は、 <u>給付要件を満たさない</u> ことを認識している。
<input type="checkbox"/>	復活支援金の申請に際して、「 <u>事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等</u> 」は <u>7年間保存する義務</u> があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を <u>事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要がある</u> ことを認識している。
<input type="checkbox"/>	復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に <u>不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務</u> を負うことや、 <u>氏名等の公表、刑事告発等</u> の措置がとられることがあることを認識している。
<input type="checkbox"/>	<u>代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。</u>

※下記の欄で売上減少の要因に該当する項目に☑を入れてください。（複数選択可）

①需要の減少による影響

<input type="checkbox"/>	<u>国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請</u> に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
<input type="checkbox"/>	<u>国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止</u> に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
<input type="checkbox"/>	<u>消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行</u> に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少
<input type="checkbox"/>	<u>海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制</u> に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少
<input type="checkbox"/>	<u>コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行客の減少</u> に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少
<input type="checkbox"/>	<u>顧客・取引先が上記5項目のいずれかの影響を受けたこと</u> に伴う、自らの財・サービスへの発注の減少

②供給の制約による影響

<input type="checkbox"/>	<u>コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限</u> に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難
<input type="checkbox"/>	<u>国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請</u> に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約
<input type="checkbox"/>	<u>国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請</u> に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約